

中間報告書

平成 15 年 2 月 8 日

青森・岩手県境不法投棄事案に係る合同検討委員会

技 術 部 会

青森・岩手県境不法投棄事案に係る合同検討委員会の技術部会における、これまでの検討内容について、合同検討委員会に中間報告を行うものである。

1．技術部会開催実績

これまでに以下の日程で3回の技術部会を開催した。(資料2-2参照)

第1回：平成14年11月9日・青森市内

第2回：平成14年12月11日・盛岡市内

第3回：平成15年1月14日・八戸市内

2．有害廃棄物の除去について

第2回、第3回の部会において、次のとおり整理した。

(1)合同検討委員会の方針

現場の原状回復を図ることを基本的視点とし、汚染除去について最終形態を有害廃棄物の除去と提言

現場の環境再生の形態については、今後合同検討委員会で検討

(2)両県の共通認識

現場の原状回復を図る

有害廃棄物は除去する

有害廃棄物に位置付けられる特別管理産業廃棄物相当廃棄物(以下、「特管相当廃棄物」という。)は優先的に撤去する

特別管理産業廃棄物を除く有害廃棄物の基準については、現場の不法投棄廃棄物の特性(種類、量、有害性、投棄形態等)の分析・評価を踏まえ、技術部会における考え方を集約する

(その後の合同検討委員会への報告、同委員会での検討を踏まえた提言に基づき、最終的には行政が判定基準を決定する)

(3)技術部会としての検討(評価・提言)内容

原状回復に向けた除去手法を検討するために必要な調査内容

原状回復を図る適切な除去(撤去・浄化)手法

特管相当廃棄物を除く有害廃棄物の除去優先順位

現場の環境影響を監視する適切なモニタリング計画

(合同検討委員会で提言された環境再生に向けての技術的検討)

(4)技術部会としての検討結果

優先的に撤去すべき廃棄物は、特別管理産業廃棄物の特定有害産業廃棄物（汚泥）の判定基準を超える廃棄物とし、全量撤去とした。

特管相当廃棄物以外の有害廃棄物については、現場東側、西側の不法投棄廃棄物の特性（種類、量、有害性、投棄形態等）を考慮して判定基準及び対策を決定することとした。

(参考)

	有害廃棄物	
分類	優先的に撤去すべき廃棄物	汚染を除去すべき廃棄物
対策	全量撤去	撤去又は現地浄化
基準	特別管理産業廃棄物の特定有害産業廃棄物（汚泥）の判定基準を超える廃棄物	現場東側、西側の不法投棄廃棄物の特性（種類、量、有害性、投棄形態等）を考慮して判定基準を決定する

3. 検討結果

(1) 現場の調査内容

両県調査データの一元化、両県合同の地下水位一斉観測実施及び不法投棄地域全域の既存空中写真の提出を指示した。これに対し、

両県で実施した調査データは、共通の分類基準・データフォーマット（参考資料1-1）によって整理・データベース化することによって一元化し、共通の基図上（参考資料1-2）に表現することとした。

両県で平成14年11月21日に一斉地下水位観測を実施し、不法投棄現場の地下水位等高線図を作成（参考資料2）するとともに、大局的な地下水流向分布を把握した。なお、平成13年4月にも、地下水位及び地下水流向・流速観測を行っている。

不法投棄地域全域の既存空中写真を整理し、年代別の現場状況を精査中。（継続）
（参考資料3-1～3-7）

東側エリアの、調査内容の中間報告（参考資料4-1）があり、内容については検討中。一部、地表・地質踏査結果（参考資料4-2）と地下水流向・流速測定結果（参考資料4-3）を示す。

(2) 有害廃棄物除去対策

特管相当廃棄物の除去手法、特管相当廃棄物以外の有害廃棄物の判定基準と除去手法を検討しているが、これら対策を行う上で必要な施設である、遮水壁、浸出水処理施設、浸出水貯留池等の技術的な内容について検討を行った。

その結果、西側の特管相当廃棄物量の算出根拠についての説明の要求と現場内の汚染水対策が重要であるとの指摘があった。

これに対し、

参考資料5に示すような原水水質に関するデータ及び水処理フローが示された。水処理フローについて、今後、若干の検討が必要との指摘があった。

（参考資料5）

特管相当廃棄物量の算出根拠は概略調査であり、場合によっては追加の調査もありうることにした。

現場内の汚染水対策について、緊急に対策を検討することとした。